

埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務委託契約書（案）

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務（以下「本件業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、本件業務を、別添「県立病院の診療材料等調達・物品管理業務委託共通仕様書」、「循環器・呼吸器病センター特記仕様書」、「がんセンター特記仕様書」、「小児医療センター特記仕様書」、「精神医療センター特記仕様書」、「別紙1～12」（以下、これらを合わせて「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。

なお、一括調達業務については、別途、各病院と単価契約を締結する。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約日から令和6年9月30日までとする。

ただし、契約日から令和3年9月30日までは、適正かつ円滑に診療材料等調達・物品管理業務を導入するための準備期間とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約を解除するものとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は総額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。ただし、各会計年度における内訳金額は次のとおりとする。

令和3年度	円（うち消費税及び地方消費税額	円）
令和4年度	円（うち消費税及び地方消費税額	円）
令和5年度	円（うち消費税及び地方消費税額	円）
令和6年度	円（うち消費税及び地方消費税額	円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、契約金額の100分の1以上とする。

（検査）

第6条 乙は、月ごとに本件業務の履行を完了したときは、甲に対し、遅滞なく様式第1号により委託業務完了の報告をしなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了の報告を受けた日から10日以内又は各年3月31日のいずれか早い日までに本件業務の履行確認の検査を行わなければならない。

3 乙は、第2項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に本件業務の補正や手直し等を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（契約金額の支払い）

第7条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し、月ごとに別紙「委託金額内訳」による委託金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(法令の遵守)

第8条 乙は、本件業務の実施に当たり、関係諸法令、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）その他の規程を遵守しなければならない。

(業務責任者の指定)

第9条 乙は、本件業務の実施に当たり、業務責任者を選任し、甲に様式第2号により通知するとともに、次の各号に定める任に当たらせるものとする。また、責任者を変更する場合においても同様の通知により行うものとする。

(1) 本件業務の実施に関する甲の監督員との連絡調整

(2) 仕様書に基づく細部事項の打合せ

(3) 本件業務に従事する乙の従業員の管理及び指揮監督

(従事者の監督)

第10条 乙は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、従事者名簿を作成し、離職者も含め従事期間、常駐場所等を把握、管理すること。

4 乙は、契約後速やかに従事者名簿を提出すること。また、変更の都度、提出すること。

5 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第19条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第11条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの

命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（貸与資料等の提供）

第12条 乙は、甲に対し、本件業務を行うために必要な個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

2 前項の規定により乙が貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第13条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても同様とする。

（提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付すこと、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（複製等の禁止）

第15条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承

認を受けたときはこの限りでない。

(資料等の返還)

第16条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、乙が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(取扱状況の報告等)

第17条 乙は、甲に対し、甲乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。

3 甲は、乙に対し、前二項の規定による報告又は調査の結果に基づき必要な指示をすることができる。

(事故等の報告)

第18条 乙が業務遂行に当たり発生した事故等については、直ちに甲に書面により報告しなければならない。

(安全確保の措置)

第19条 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対しその内容を報告しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第20条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第21条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができなかつたときは、遅延日数に応じ、委託金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、第7条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第22条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとする。

(苦情処理)

第23条 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(随時報告)

第25条 甲は、乙に対し、随時、本件業務の実施状況の報告を求めることができる。

(再委託の禁止)

第26条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 条例第9条、第10条、第66条及び第67条の適用を受けることの説明

(2) 必要かつ適切な監督

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(甲の催告による契約の解除)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第28条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第24条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約(以下「再委託契約等」という。)に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(乙の契約解除権)

第29条 第27条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の100分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の100分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるとときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

3 第27条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第31条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第32条 甲がこの契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について協力を要請することができる。

(変更契約の締結)

第33条 本契約（仕様書を含む。）の内容に変更が生じた場合は、甲、乙協議の上、変更契約を締結するものとする。

(定めのない事項等)

第34条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

ただし、この契約の締結にあたって、又は契約後に仕様書の趣旨に反する覚書等を取り決めた

場合は、その取り決めに無効とする。

(紛争の解決)

第35条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号  
甲 地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長 岩 中 督

乙



別紙

委託金額内訳

令和3年度

内 訳	金額（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
令和3年 8月分	円（ 円）
令和3年 9月分	円（ 円）
令和3年10月分	円（ 円）
令和3年11月分	円（ 円）
令和3年12月分	円（ 円）
令和4年 1月分	円（ 円）
令和4年 2月分	円（ 円）
令和4年 3月分	円（ 円）
合 計	円（ 円）

令和4年度

内 訳	金額（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
令和4年 4月分	円（ 円）
令和4年 5月分	円（ 円）
令和4年 6月分	円（ 円）
令和4年 7月分	円（ 円）
令和4年 8月分	円（ 円）
令和4年 9月分	円（ 円）
令和4年10月分	円（ 円）
令和4年11月分	円（ 円）
令和4年12月分	円（ 円）
令和5年 1月分	円（ 円）
令和5年 2月分	円（ 円）
令和5年 3月分	円（ 円）
合 計	円（ 円）

委 託 金 額 内 訳

令和5年度

内 訳	金額（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
令和5年 4月分	円（ 円）
令和5年 5月分	円（ 円）
令和5年 6月分	円（ 円）
令和5年 7月分	円（ 円）
令和5年 8月分	円（ 円）
令和5年 9月分	円（ 円）
令和5年10月分	円（ 円）
令和5年11月分	円（ 円）
令和5年12月分	円（ 円）
令和6年 1月分	円（ 円）
令和6年 2月分	円（ 円）
令和6年 3月分	円（ 円）
合 計	円（ 円）

令和6年度

内 訳	金額（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
令和6年 4月分	円（ 円）
令和6年 5月分	円（ 円）
令和6年 6月分	円（ 円）
令和6年 7月分	円（ 円）
令和6年 8月分	円（ 円）
令和6年 9月分	円（ 円）
合 計	円（ 円）

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

（あて先）

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

理事長 岩中 督

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務委託について、月間の業務を履行したので、契約書第6条第1項に基づき報告します。

記

委託業務名	診療材料等調達・物品管理業務
契約期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
契約金額	円 (消費税及び地方消費税を含む)
今回履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
今回履行分委託料	円 (消費税及び地方消費税を含む)
履行内容	

業務責任者選任(変更)届

令和 年 月 日

(あて先)

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理事長 岩中 督

住 所  
名 称  
代表者職・氏名



下記のとおり業務責任者を選任（変更）したので報告します。

記

委託業務名		診療材料等調達・物品管理業務
選 任	選任年月日	
	役 職 名	
	ふりがな 氏 名	
	緊急時連絡先	
変 更 前	役 職 名	
	ふりがな 氏 名	
	緊急時連絡先	

様式第3号（第10条第1項関係）

誓約書

私は、本件業務（契約業務名：埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者等の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者      ○○○（乙の名称）  
                    ○○○（本件業務に関する業務責任者の役職名）○○○○（氏名）

令和    年    月    日

誓約者（従事者）    ○○ ○○

（注）この場合における「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。